

**Q60 知的障害者が知人に勝手にクレジットカードを偽造され、信販会社から訴訟を提起されたという相談を受けましたが、どう対応すれば良いでしょう。**

近隣者や知人が知的障害者の判断能力が不十分なことにつけこんで、クレジットカードを作らせて悪用する例も多々あります。

こうした場合、当然ながら偽造者に対する刑事告訴も念頭においた上で、信販会社に対し交渉等を行うこととなります。療育手帳を持っていたり、通院中であるなど知的障害が確認されれば、比較的スムーズに解決できる例が多いようです。

例えば、近隣者にクレジットカードを偽造され、訴訟提起された知的障害者の場合も、第1回期日に近隣者を出頭させ、信販会社と近隣者を含めた3者間で本人に何らの債務も存在しないこと、近隣者がローン負担主体であることの確認書（和解調書）を作り、終了したという例も報告されています。